船舶事故等調査報告書

平成２３年５月２６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１０横第１９４号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成２２年８月８日（日）　１６時５０分ごろ	
発生場所	愛知県衣浦港 　武豊町衣浦港西防波堤灯台から真方位２４１°０．９９海里付近 　（概位　北緯３４°４８．８′　東経１３６°５５．２′）	
事故等調査の経過	平成２２年１０月４日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	 モーターボート　里美（さとみ）号、５トン未満（長さ６．９７m） 　２４０－３３２１７愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船内外機ドライブ部プロペラガード損傷、船底外板亀裂及び擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長が友人２人を乗せ、愛知県美浜町布土海岸東方沖で機関のクラッチを中立状態にして錨泊中、海水浴をしていた友人４人を乗船させて抜錨したのち、船長が、操縦席に戻ったところ、機関が停止していることに気付き、スタータースイッチを回したが機関を始動させることができなかった。 　本船は、風潮流により布土海岸へ流され、船長及び同乗者が海に入って沖の方へ押し戻そうと試みたが、平成２２年８月８日１６時５０分ごろ、布土海岸に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　東南東、風力　２～３ 海象：波が少しあった、潮汐　上げ潮の末期	
その他の事項	本船は、本事故後、船長が本船の修理を依頼した際、機関は、始動させることができ、故障していなかった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	不明
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	本船は、布土海岸東方沖において抜錨した際、機関が停止しており、再始動させることができなかったことから、風潮流に圧流されて浅所に乗り揚げたものと考えられるが、機関を再始動させることができなかった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、布土海岸東方沖において抜錨した際、機関が停止しており、再始動させることができなかったため、風潮流に圧流されて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	